論文

特別支援学校における知的障がい児への性に関する教育の現状と問題点

北村（難波）亜希子 1)

キーワード：知的障がい児　性に関する教育　教諭　養護教諭　特別支援学校

要旨：【目的】特別支援学校で知的障がい児の性教育に対する教諭と養護教諭の困難感を明らかにする。

【方法】2019 年 6～9 月、192 校の校長へ調査依頼し、協力意思を示した 102 校の教諭と養護教諭に無記名自記式質問紙調査を行った。

【結果】協力が得られ欠損値のない 46 名（45.1%）は平均年齢 43.6 歳、平均教育歴 18.8 年、特別支援学校の平均教育歴 11.2 年。支援状況は軽度 24 施設、中度 11 施設、重度 11 施設。1）46 名が困難を感じつつ性教育を実施し、44 名は研修の受講を希望していた。2）児の言動に困惑する（した）と回答した教諭と養護教諭は 38 名、「人前で自分の性器に触る」14 名、「ネットから間違った性の情報を見る」14 名他であった。

【考察】特別支援学校では性教育を行っていても児の成長・発達、知的レベルの個人差、性に関する教育の理解度や身近な教材・教具ないことが知的障がい児へ性教育を難しくしていた。

Ⅰ．諸言

近年、思春期にある子どもの性行動は多様化し、若者は正しい性情報を得る前にインターネットによる性情報の氾濫から性に対する興味が高まり、偏った性情報の性行動を生じていると言われている[1)]。

文部科学省は、学校における学びの基本的考え方を障がい者の権利に基づき「インクルーシブ教育システム」と挙げ[2)]、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能としている。さらに、障がいがある児童生徒に対する性教育の目標は、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、障がいがある児童生徒には、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な自立活動を取り入れ、子どもの障害の状態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、障がいの程度の特徴に応じた課題が達成できることを求めている。そして、山田・水内は全国国立大学法人附属特別支援学校の教諭、養護教諭への調査から回答者の 90%以上が障がいをもつ児童生徒に対して性教育は必要であると答え、学校現場で障がい児を対象に性教育へのニーズの高まりが確認されたと報告[3)]している。知的障がい児の多くは思春期に身体的、性的機能が成熟するが、適切な性情報を判断するのに困難さがあり、自分の性をコントロールできにくいことにより意に反して性的加害者と扱われたり、充分な意思表示ができないことで性的被害者となるというように、知

1)山陽学大学助産学専攻科

的障がい児は性に関する健康に問題を生じやすいことが指摘されている[4)～6)]。

特別支援学校の教諭は、知的障がい児の性教育に関する調査で、性に関する教え方がわからないことを理由に挙げ、55.6%が知的障がい支援学校において性教育を行っていなかった[7)]。さらに、知的障がい児の性教育に関して 67%の教諭が「困っていることがある」と回答し、具体的に「教え方がわからない」、「学習の機会がない」、「知識がない」ことを理由に挙げていた[8)]。教育学系論文の先行研究では木全が支援学校の 90%以上の教職員が知的障がい児に性教育は必要と答え、性教育を必要とする理由では、性的発達がみられるという理由がもっとも多かったこと、教職員の約 25%は性教育の教材、教具がなく[9)]、内容の不明瞭等の報告をしていた。看護系著者による知的障がい児への性教育の先行研究[10)～12)]では保護者を対象に行った研究報告や、養護教諭が知的障がい女子の保護者と支援者を対象にした月経教育の講習会を報告[13)]していたが、知的障がいをもつ児童、生徒に月経教育や性教育をテーマとしている報告は少なかった。特別支援学校では「生徒指導」の課題の一つとして異性との付き合い、性的な問題が挙がっていた[14)]。

文部科学省[15)]によれば、特別支援学校での性に関する教育は知的障がいの程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の目標と内容を参考に指導ができるよう規定されている。

さらに、文部科学省[16)]によれば、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、一人一人の教育的ニーズに対応する知的障がい児の性教育の実態と発達の程度から教育の手立てを理解することは、知的障がい児の性教育の内容・方法を検討する上で有用である。

Ⅱ．研究方法

1．調査対象

192 施設の学校長へ協力依頼文を郵送し、郵送により研究協力承諾書の返送があった性教育を担当する特別支援学校教諭（その後は教諭と略にする）と養護教諭のいずれか 1 名ずつに回答してもらい 102 名を対象とした。

2．調査方法

2019 年 6～9 月に、クラスター抽出法を用い九州、中国、四国、近畿、関東地方の 192 施設の学校長へ調査の趣旨を書いた協力依頼文を郵送し、協力の意思を示した 102 施設の各施設において教諭又は養護教諭のいずれか 1 名ずつの対象者へ依頼文と無記名の自記式調査用紙と封筒を郵送し、郵送にて回収した。

3．調査内容

基本的属性は、①対象者や施設の特徴として、年齢、性別、教諭、養護教諭としての教育歴、特別支援学校の教育歴、所属施設での知的障がい児の支援状況、問題と考えた性に関する知的障がい児の言動とその理由（自由回答）②教諭、養護教諭の性に関する教育の背景や認識として、大学や現在までの性に関する教育研修歴、特別支援学校での性に関する教育の必要性、知的障がい児への性に関する教育を開始する適切な年齢（自由回答）③教諭、養護教諭の性に関する教育の実施と問題点として、特別支援学校での性に関する教育の実施の有無とその内容（自由回答）、特別支援学校での性に関する教育を行

うことの困難感の有無とその理由（自由回答）、特別支援学校での性に関する教育に関する意見（自由回答）などについて質問した。

4. 分析方法

分析ではまず、回答者の属性の概要を整理した。

統計処理には統計ソフト SPSS 25.0 for windows を使用し、連続変数の各項目は記述統計を行い、記述統計量を確認後、男子と女子 2 つの平均値は 2 群の分散が等しく、スチューデントの t 検定を用いて検討した。推測統計値の有意水準は両側 5%未満とした。

5. 倫理的配慮

研究協力依頼先の特別支援学校長へは研究協力承諾書の記載と返送を依頼し、対象者には返送された研究協力校の対象者には研究目的、方法、参加は自由であり拒否する権利があること、研究目的以外に使用しないこと、質問紙の回答および返送をもって研究参加へ同意したとみなすとした。研究結果は学会等で公表する説明を研究参加依頼書で行い、個人情報保護などについても依頼文を添付した。返信後のアンケート用紙は、論文が完成した後 5 年間、研究者以外の目に触れないようにし、鍵のかかる場所に保管した後シュレッダーにかける。なお、本研究は大学倫理委員会の承認（承認番号 2019 大 005）を得て行った。

Ⅲ. 結果

１. 対象者や施設の特徴

九州、中国、四国、近畿、関東地方の 192 施設の学校長へ調査協力の依頼を行い、返信があった 102 施設の各施設において教諭または養護教諭のいずれか 1 名を対象に、知的障がい児への性に関する教育について改めて協力依頼文を郵送し、同意の得られた教諭または養護教諭からの返信は 48 名（47.0%）の特別支援学校からあったが、欠損値のない 46 名（45.0%）を分析対象とした。

教諭と養護教諭の基本的属性としては、平均年齢 43.6 歳（25-59 歳）、男性 7 名、女性 39 名で教諭、養護教諭としての平均教育歴 18.8 年（3-37 年）、特別支援学校の平均教育歴 11.2 年（1-34 年）、であった。所属施設での知的障がい児の支援状況は軽度 11 施設（23.9%）、中度 11 施設（23.9%）、重度 24 施設（52.2%）であった。

「知的障がい児に困惑する言動がありましたか（ありますか）」という質問に対して教諭と養護教諭の 38 名（82.6%）が「はい」と回答した（表 1）。「はい」と回答した教諭と養護教諭に「理由は何ですか」という質問では、「人前で性器に触る」14 名（36.8%）、「ネットから間違った性の情報を見る」14 名（36.8%）、「性教育の知識がなくても性交渉」12 名（31.6%）、「男女の距離」11 名（28.9%）、「性器を床に擦付けてマスターベーション」6 名（15.8%）、「性被害や望まない妊娠」6 名（15.8%）、「男子が女子に触る」5 名（13.2%）、「男女交際」5 名（13.2%）、不潔（身だしなみの乱れ）4 名（10.5%）、「性的いたずら（性加害者・被害者）」2 名（5.3%）、「生理中のナプキンの清潔な交換の仕方」2 名（5.3%）等であった（図１）。

教諭、養護教諭が性に関する教育の問題で自由回答の意見には「将来の行動、危険性をどう教えるか、性被害や望まない妊娠が心配」6 名（15.8%）、「性交渉は適切な年齢、認知段階に応じて教えていく大切な内容だ」6 名（15.8%）、「身体の成長に本人の理解が追いつかない」5 名（13.2%）、「性教育をどこまでどのように指導すべきかが難しい」5 名（13.2%）、

「性に関する欲求を自覚し、マスターベーションによって欲求を満たすことは大切だと思う」5 名（13.2%）、生理中のナプキンの清潔な交換の仕方 2 名（5.3%）他であった。

2.　教諭と養護教諭の性に関する教育の背景や認識

大学において教員免許を取得するために必要な講義と現在までに性に関する教育の研修を「受講したことがない」26 名（56.5%）、「受講したことがある」20 名（43.5%）で、平均受講回数は 18.6 回（1-200 回）であった。自由回答の中で、障がい児への性教育の研修を受講したことがあると回答した教諭は 2 名（4.3%）であった。「受講したことがある」20 名の教諭や養護教諭の学びの場については「大学を卒業した後の講習会・研修会」18 名（39.1%）で、「教員養成課程で学んだ」と回答した教諭や養護教諭は 2 名（4.3%）であった。支援学校で性に関する教育は対象者 46 名（100%）が必要であると回答し、44 名(95.7%)は教育研修の受講を希望していた。

「知的障がいのある男子、女子へ性に関する教育を開始したらよいと考える年齢は何歳ですか」という質問に対して自由回答とする回答を求めた。教諭と養護教諭の回答は男子 13.6 歳、女子 12.2 歳（$p < 0.05$）であり、女子の年齢の方が男子より有意に低かった（表 1）。

3.　教諭、養護教諭の性に関する教育の実施と問題点

46 名全員が所属する支援学校で性に関する教育に困難感をもち実施しており、「特別支援学校で実施している性に関する教育内容は何ですか」という質問に対して自由回答とする回答を求めた。

「男女の身体の違い 40 名（87.0%）、ナプキンの準備・後始末 35 名（76.1%）、ナプキンの交換方法 34 名（73.9%）、月経のメカニズム 29 名（63.0%）、射精のメカニズム 19 名（41.3%）、精子の造られる場所 18 名（39.1%）、避妊方法と避妊具 17 名（37.0%）、プライベートゾーン 11 名（23.9%）、基礎体温 10 名（21.7%）、男性用コンドーム 10 名（21.7%）、パーソナルスペース 8 名（17.4%）、性感染症予防 7 名（15.2%）、低用量ピル 7 名（15.2%）、デート DV、性加害者・性被害者 6 名（13.0%）、清潔・トイレのマナー、入浴の仕方 4 名（8.7%）、更衣の仕方（スカートの時の座り方）1 名（2.2%）、マスターベーション 1 名（2.2%）等であった（図 2）。

「性に関する教育を行うことに困難を感じる（感じた）ことがありますか」という質問に対して対象者 46 名全員が「はい」と回答した（表 1）。「はい」と回答した教諭と養護教諭に「理由は何ですか」という項目では、「児童・生徒の個人差が大きい」43 名（93.5%）、「身近に適当な教材・教具がない」40 名（87.0%）、「性教育の必要性や内容を児童・生徒は理解することが難しい」41 名（89.1%）、「身近に適当な教材、教具がない」40 名（86.9%）、「学習指導要領の内容に制約が多く教諭が難しい」38 名（82.6%）、「保護者との連携が必要」17 名（37.0%）、「性被害や望まない妊娠」6 名（15.8%）、「性交渉は適切な年齢、認知段階に応じて教えていく大切な内容」6 名（13.0%）、「身体の成長に本人の理解が追いつかない」5 名（10.9%）、「性に関する欲求を自覚しマスターベーションによって性欲を満たすことは大切」5 名（10.9%）があった（図 3）。

Ⅳ．考察

1.　対象者や施設の特徴

井上ら[8)] の特別支援学校教諭の中学部平均年齢は 42.1 歳、平均教員歴 18.9 年、平均障

がい児教育歴 8.9 年、高等部平均年齢は 45.3 歳、平均教員歴 20.7 年、平均障がい児教育歴 12.6 年であり、本研究対象者と比較すると同様の年齢、教育歴、特別支援教育歴の教諭といえる。

文部科学省[16]によれば特別支援学校学習指導要領の性教育に関係する指導内容は、小学部では簡単な身辺処理に気付き教師と一緒に行う、簡単な身辺処理の初歩的な知識や技能を身に付けるとし、具体的内容は食事、排泄、清潔、身の回りの整理、身なり等になる。中学部では身体の発育・発達やけがの防止、病気の予防等の仕方について理解し、基本的な技能を身に付けるとし、具体的内容は月経の処置、精通への対応になる。高学部では心身の発育・発達に関心をもち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解するとし、具体的内容は生徒の交際、結婚、妊娠・出産、喫煙、飲酒、薬物乱用への対応になり、中等部からの指導が必要と考えられる。

2.　教諭と養護教諭の性に関する教育の背景や認識

今回の調査では、性教育の研修を受講の有無に関わらず、性教育の実施率は 100%であり、教員養成課程在学時から現在までに性教育の研修を受講した教諭と養護教諭は 46 名中 20 名（43.5%）であった。特別支援学校（知的障害児対象）に勤務する教諭を対象とした井上・菊池・遠藤（2010）の先行研究[8]では、教科として 38 名（44.7%）、“日常生活全般”の中で 55 名（64.7%）が性教育を実施していた。児島は国立大学附属特別支援学校に勤務する教諭を対象にした調査[17]で、教員免許を取得するのに必要な講義の中で性に関する教育を受講した教諭は 16.3%、障がい児に関する性教育を受けた教諭は 6.3%であったと報告していた。今回の調査対象者は対象者が 46 名中、性教育の研修を受講した教諭と養護教諭は 20 名（43.5%）いたが、「障がい児への性教育について」の研修を受講した経験があると回答した教諭と養護教諭は 2 名（4.3%）であった。先行研究では性教育を行う際、性教育の考え方がわからなかった教諭は 10%、教育課程へ位置づけられなかった教諭は 9%いた[18]。特別支援学校ではほとんどの教諭と養護教諭が大学の教員養成課程にある講義で性教育について受講していない実態があると言える。

性教育に関する手引きは文部科学省の特別支援学校学習指導要領に従い都道府県自治体が独自に作成しているが、カリキュラム編成は各支援学校に委ねられている。今回の調査対象者は「児童・生徒の個人差が大きい」43 名（93.5%）、「身近に適当な教材・教具がない」40 名（87.0%）、「性教育の内容が児童・生徒にとって難しい」34 名（73.9%）、「知的レベルの個人差が大きく、教育の必要性や内容が難しい」23 名（50.0%）、「分かり易い性教育を行うことは教諭が難しい」21 名（45.7%）、「学習指導要領の範囲内の語句と内容に制約が多い」は 17 名（37.0%）で、各学校での性に関する教育に対する困難感に差が生じていた。

江田らは支援学校の教諭を対象にした研究から、「学校で性教育をする必要があるか」の質問には 99.1%の教諭が「ある」と回答し、「現在担当している子どもたちに性教育をする必要がある」と回答した教諭は 88.9%であった[19]と報告していた。今回の調査対象者は「学校で性教育をする必要があるか」の質問に教諭と養護教諭全員が「ある」と回答していた。

調査対象者の 82.6%が問題と考えた性に関する児童と生徒の言動があったと回答しており、その理由は「ネットから間違った性の情報を見る」14 名（36.8%）、「性教育の知識がなくても性交渉」12 名（31.6%）、「性加害者・被害者」2 名（5.3%）であった。思春期を

迎える若者は、知的障がいの有無に関係なく、異性に興味と関心をもつことは珍しいことではない。10 代の望まない妊娠については社会問題にも挙がっており、今回の研究でも性被害や望まない妊娠の実態が明らかになった。永野が言うように知的障がい児は知的に多少の遅れがあっても性の発達は健常者と変わりがなく[20]、障がい児（者）の「性」に関する権利についても認識される必要がある。異性と交際するときは“自分の身体を大切にする”ことや、性交渉をするとはどういうことなのかを知的障がい児と一緒に考えていけるような働きかけが必要となる。

「ネットから間違った性の情報を見る」ことは、知的障がい児が簡単にアクセスできるインターネットやスマートフォンが性の加害者や被害者のリスクへ結び付く恐れがある。支援学校でも性教育の中でインターネットについては、インターネットの功罪を展開している。今後はこれまで以上に障がい児に対する性教育の必要性や重要性が教諭と養護教諭に広く認識され、教諭や養護教諭はインターネットやスマートフォンが性被害や望まない妊娠へ結び付くリスクを理解しておく必要がある。

江田らは実際に学校現場で性教育を実施するとなると「内容が不明瞭」、「教育課程に位置付けられていない」、「教材・教具がない」などの問題 がある[19] と報告していた。今回の研究でも性に関する教育を行うことの困難感について、「児童・生徒の個人差が大きい」43 名（93.5%）、「身近に適当な教材・教具がない」40 名（87.0%）、「性教育の必要性や内容を児童、生徒が理解することが難しい」41 名（89.1%）、「分かり易い性教育を行うことは教諭が難しい」21 名（45.7%）、「学習指導要領の内容に制約が多く教諭が難しい」38 名（82.6%）等の回答があった。また、井上らは知的障がい児に対する性教育の実施となると、障がいの程度や種別も様々であり「何を」、「どこまで」、「どのように」指導したらいいのかと「教え方がわからない」、「学習の機会がない」、「知識がない」、「といった意見があった[8] と報告していた。知的障がいをもつ児童・生徒の障がいは個人差が大きく、児嶋らが言うように適当な「教材・教具がない」ことが性教育実践の大きな障壁[21] となっている。

井上らは初経年齢の早期化は低出生体重児の急激な体重増加、幼児期の精神的ストレス、経済と栄養状態の良好化により生じる[8] という。初経年齢の早期化は妊娠中の母親の喫煙や環境化学物質への暴露でも生じる[22] という。福岡らによると、日本人女子の初経年齢は平均 12.5 歳と報告[23] され、母性看護学のテキストにも日本人女子の初経年齢は平均 12.5 歳と記載されていた。知的障がい児は障がいがない児童にみられる思春期の生理的発達と同じで、初経年齢は同年齢[24] という報告もある。田村は初経年齢が 14 歳と報告[25] し、女子の初経の年齢はばらつきが多いという報告[5] もみられた。今回の調査で教諭と養護教諭が考える知的障がい児への性に関する教育を開始する適切な女児の年齢は平均 12.2 歳であり、男児の開始年齢より低かった。今回の調査では、性に関する教育を行うことの困難感について「性教育は適切な年齢、認知段階に応じて教えていく大切な内容」6 名（13.0%）、「身体の成長に本人の理解が追いつかない」5 名（10.9%）の回答があり、思春期の身体の変化を受容して、心身ともにバランスの取れた成長と発達を促すために障がいの個人差を踏まえ、二次性徴の心身の変化が起こる前から性に関する教育が必要になる。

3.　教諭、養護教諭の性に関する教育の実施と問題点

今回の調査では、「知的障がい児に問題と考える言動がありますか（ありましたか）」の質問には「ある」と回答した教諭と養護教諭は 46 名中 38 名（82.6%）であった。身体の清潔、清潔（身だしなみ）は、知的障がい児が日常生活の基礎・基本的能力を身に付けるために教諭が日常的に繰り返し行っている指導であり、不潔（身だしなみの乱れ）と回答した教諭と養護教諭は 4 名（8.7%）であったことは、支援学校で繰り返して指導をしている結果ではないかと推察される。そして、「男女の距離」11 名（23.9%）、「男子が女子に触る」5 名（10.9%）の問題が挙がっていた。男子が女子に触る行為は、親しい人とのスキンシップを求めるごく自然な心情である [26] と報告があった。「男女の距離」は第二次性徴を迎えた身体の変化から、異性の身体に関心を示したことで、発達段階にある過程でごく自然にみられる行為であるが、教諭と養護教諭に重要になるのは、長浜の性教育によると知的障がい児と一緒に考えることや性行動が表出する背景やその行動の意味 [27] を的確に捉えることが必要になる。

山田らの研究では性教育上の課題が「ある」と回答した教諭の割合は、小学部 92. 3%、中学部 93. 1%、高等部 100. 0%で、養護教諭の回答結果では性教育上の課題が「ある」と回答した養護教諭の割合は 90.3%[3] になっていた。性教育上の課題が「ある」と回答した教諭の回答結果をみると小学部で多くみられる性教育上の課題は、「排泄処理に関して」が最も多く、「性器いじり・自慰」、「異性への関心」、「不潔な排泄処理」、「性的被害に関して」、という回答がみられた。今回の結果は山田らの研究 [3] と同様に知的障がい児の問題行動が数多く挙がっていた。山本によると、性教育は性の問題行動を回避する手段としてではなく [4]、人間の生き方に関わる教育、よりよく生きるための社会教育という理解のもとで進められる必要がある。

また、今回の調査で問題と考えた性に関する知的障がい児の言動に「人前で性器に触る」14 名（30.4%）、「性器を床に擦付けマスターベーション」6 名（13.0%）が挙がっていた。井上らの研究では、特別支援学校に勤務する 188 名の児童・生徒の問題行動に「自分の性器に触る」が 62 名いた [8]。知的障がい児は身体的機能の発達に比べて精神的発達や社会的発達が不十分であり、人前でして良いこと、悪いことなど時と場所を選ぶことができず、公の場で自制する判断力に乏しいといえる。

さらに、今回の調査で知的障がい児の気になる言動問題に「性教育の知識がなくても性交渉」12 名（26.1%）、「性的いたずら（性加害者・被害者）」2 名（4.3%）が挙がっていた。斎藤によると男子の平均精通年齢は 13.2 歳とあり [28]、児童・生徒は性教育の知識がなくても性交渉をしたり、性的いたずら（性加害者・被害者）も心配され、知的障がい児が性的加害者と扱われたり、性的被害者となったり、性的欲求を満たす性交渉により“自分の身体を大切にする”ことができていない実態も明らかになった。知的障がい児はその場に応じた判断力の弱さがあり、自分の意思に反する行為に対して“ノー”と拒否できない結果、 性の被害者になりやすいというリスクに繋がってしまう可能性がある。知的障がい児に“自分の身体を大切にする”、 自分の意志に反する行為に対して“ノー”と拒否できる認識を高められるように、意思表示の大切さも繰り返し教えながら関わっていく必要がある。

今回の調査では教諭と養護教諭は知的障がい児に気になる言動に「生理中のナプキンの清潔な交換方法」を挙げ、支援学校で実施している性に関する教育内容にもナプキンの準

備・後始末、ナプキンの交換方法、月経のメカニズムが挙がっていた。思春期女子の初経は喜ぶべき子どもの成長発達であるが、月経時のセルフケアなど新たに獲得しなければならない課題が生じる。月経は知的障がい児だけでなく家族や教諭、養護教諭にとっても課題の１つに挙がると考えられる。性に関する教育の中で知的障がい児が月経を自己管理できることと、月経のメカニズムという月経に対する理解は行われていた。江田らは支援学校で実施している教育内容は男女の身体の違いの次にナプキンの準備、後始末、ナプキンの交換方法、月経のメカニズムが多数を占めており、学校や家庭でも知的障がい児の課題の１つに月経中の処理を挙げていた[19]。

門下は日本には性をタブー視する見方や障がい児・者には恋愛や結婚、子育てなどは無理だという社会的意識が未だ根強く残っており、知的障がい児・者の性を学ぶ権利が保障されているとは言い難い[29]と説明している。今回の調査対象者の自由回答にも「知的障がいの生徒に個人差があり、性に関する教育をどこまでどのように指導すべきかが難しい」とあるように、特別支援学校へ通学する児童・生徒がもつ知的障がいの状態や精神的発達の個人差が大きいことが性に関する教育をさらに難しくしているといえる。

しかし、知的障がいがある児童・生徒も、障がいの状態や程度に応じて障がいをサポートし、障がいがあっても人として共に生きる社会の一員としての自覚を高めることができる性教育と支援が必要になる。宮城によると性に関する教育は対象療法的な指導[30]ではなく、知的障がいのある児童や生徒が主体的に学ぶことによって、個々の性の課題に向き合い、予防的に解決していくことが可能になる。

長浜によると知的障がいを持つ女性の性知識は、対象者個々の成長・発達をみていく過程で、知的障がいをもつ対象者の性知識をアセスメントし、適切な時期に必要な性知識を対象者へ提供していく[31]ことが重要になる。性に関する教育を担当する助産師は支援学校での性教育を支援し、児童、生徒の障がいの程度により理解が深まり高められるように適切な指導が求められる。

看護実践への示唆として、知的障がい児がもつ意思表示を強化できるように、助産師は教諭と養護教諭と協働で性に関する教育を進めていくことが望まれる。助産師は特別支援学校での性教育を支援し、各施設単位で共助の力を高められるように、支援学校と家庭は連携を通して、知的障がい児の自助の力を強化でき、性教育が進めていけるような働きかけが必要になる。助産師の専門性を特別支援学校で活かす環境整備や特別支援学校と家庭や地域社会との連携を図るサポートパンフレット作成等、知的障がい児が二次性徴と卒業後に向けた課題を克服できるよう支援の継続が求められる。

4．研究の限界

今回の調査対象校では東北地方と東北以北の施設には調査を依頼できていない。返信された調査対象校では性に関する教育が全ての支援学校で実施されていたため、性教育への意識や関心が高い教諭、養護教諭が本調査に回答している可能性を示唆している。

今後の課題として、教諭や知的障がい児への関わり、性に関する教育前後での変化やその理由について調査ができないかを考えている。

Ⅴ．結論

特別支援学校の教諭と養護教諭への性に関する教育のアンケート調査から以下のことが明らかとなった。

1) 46 名全員が性教育に困難を感じる中でも実施し、44 名は研修の受講を希望していた。

2）知的障がい児に問題と考える言動がある（あった）の教諭と養護教諭は 38 名、「人前で自分の性器に触る」14 名、「ネットから間違った性の情報を見る。」14 名が多かった。

今回、先行研究と同様の結果が得られ、対象者にとっては性に関する教育への困難感が認められていた。特別支援学校では性に関する教育を行っていても知的障がい児の成長・発達、知的レベルの個人差、性に関する教育の理解度や身近な教材・教具ないことが知的障がい児への性教育を難しくしているといえる。知的障がい児に“自分の身体を大切にする”、自分の意志に反する行為に対して“ノー”と拒否できる認識を高められるように、自分の意思を明確に表示することの大切さも繰り返し教えながら関わっていく支援の継続が求められる。

謝辞：本研究にご協力いただいた特別支援学校の校長先生、副校長先生、教頭先生、教諭、養護教諭の皆様に深く感謝いたします。

本研究は日本看護学教育学会 2019 年度助成と山陽学園大学特別研究費を受けて行ったものであり、日本看護学教育学会第 30 回学術集会において発表したものに、加筆修正した。

本論文内容に関連する利益相反事項はない。

文献

1) 遠藤紗貴子, 中野明徳. 思春期における性教育のあり方についての一考察 - 教員へのアンケート調査から - ．福島大学総合教育研究センター紀要創刊号．2006，7，9 - 16.

2）文部科学省．学校における性教育の考え方，進め方，東京ぎょうせい．1999，1－105.

3）山田晃生，水内豊和．特別支援学校における性教育に対する意識と実態 - 国立大学法人の附属特別支援学校の教諭ならびに養護教諭を対象とした質問紙調査から - ．富山大学人間発達科学部紀要．2010，5(1)，49－64.

4）山本良典．障害児教育学の探求，東京，田研出版株式会社．1995.

5）服部祥子．障害児の性　思春期の実像，東京，日本文化科社．1995.

6）木戸久美子，中村仁志，藤田久美．発達障害と性犯罪および性非行についての文献的考察．山口県立大学社会福祉学部紀要．2005，11(1)，135 - 139.

7）西田充潔，田実潔．知的障害児に対する性教育について-養護学校における指導の現状と教員養成カリキュラムの必要性の検討-．北星学園大学社会福祉学部北星論集．2005，42，75-86.

8）井上京子，菊池圭子，遠藤恵子．特別支援学校の児童生徒の性に関する調査 - 教員を対象にして - ．山形保健医療研究．　2010，13，83－94.

9）木全和巳．障害のある子どもと障害のあるひとたち．季刊セクシャリティ．2005，　19（1），32－35.

10）林真由美, 荒木田美香子, 大橋一友．知的障害をもつ成人男性の性ニーズと性知識に関

する調査．発達障害研究．2008 ， 30(2) ，121 - 127.
11）木戸久美子，林隆，中村仁志，藤田久美，芳原達也．知的障害をもつ子どもの性に関する親の意識についての研究 - 親と子どもの性差による比較 - ．発達障害研究，2004，26(1) ，38－51.
12）津田聡子，北尾真梨，高田哲．障害のある思春期女子の月経と月経随伴症状に関する研究―保護者の認識による一考察―．日本小児看護学会誌．2016，25(3)，55－61.
13）津田聡子．知的障害のある思春期女子の月経教育：保護者と支援者に対する講習会を実施して．神戸大学研究論叢．2019，25，3－9.
14）井澤信三，原 康行，永井 孝行，西田 裕明，山本 真也，岡村 章司．知的障害特別支援学校高等部における軽度知的障害及び発達障害生徒への「生徒指導」に関する文献検討．兵庫教育大学研究紀要．2019，54，37 - 42 .
15）文部科学省．日本の特別支援学校の状況．2019．https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/2019/09/__icsFiles/afieldfile/2019/09/24/1421554_3 （参照 2022 年 12 月 27 日）
16）文部科学省．特別支援教育資料．2019. https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_tokubetu02-000009987_02.pdf（参照 2022 年 12 月 27 日）
17）児島芳郎．知的障害者への性教育の在り方に関する実証的研究．2012，博士（教育学）論文．東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科.
18）児島芳郎. 知的障害児に対する性教育の現状と発展方向に関する研究 - 二つの全国調査の比較より - ．SNE ジャーナル．2011，17(1)，146－160.
19）江田裕介，田川元康，松本美穂．障害児の性および性教育に対する教師の意識．上越教育大学教育障害児教育実践センター紀要．2000，6，19 - 27.
20）永野佑子．知的障害児・者の性の問題 性からの隔離が悪循環を生む 性的自立を阻む壁 ″人間と性″ 教育研究協議会障害児・者サークル 世話人 永野佑子氏．クリニックマガジン，2018，45(8)，14－17.
21）児嶋芳郎，越野和之，大久保哲夫．知的障害児の性教育に関する一考察 - 養護学校全国調査より - ．奈良教育大学紀要，1996，45(1)，201－217.
22）JoannaNieczuja-Dwojacka, Anna Siniarska , Sławomir Kozieł, Justyna Marchewka, Renata Zabłocka ． Age at maturation body structure and their relationship with socioeconomic factors．Anthropol Anz，2018，75(4)，263－270.
23）福岡秀興，尾崎貴視，真壁正博, 新井孝子．女性の健康をめぐる新たな潮流 ライフコースからみた初経年齢早期化の意義（DOHaD ドーハッド説から考える）思春期学会誌，(2019)37（1），26－31.
24）Freedman,D.S.，Khan,l.K.，Serdura,M.K.，Dietz,W.H., Srinivasan,S.R., Berenson, G.S. The relation of menarcheal age to obesity in childhood and adulthood，the Bogalusa heart study．BMC Pediatr，2003，3(3) ，1－17.
25）田村泰文．障害児（者）のセクシュアリティを育む人間と性教育研究協議会・障害児サークル篇．2001，東京．大月書店.
26）友久久雄．障害児と思春期.産婦人科治療，2001, 84(2)，155－158.
27）長浜亜希子．知的障害者の性行動とそれに関わる指導員の対処．北海道医療大学看護福祉学部紀要． 2003, 10，17－24.

28）斎藤益子．わが国の性教育の現状と課題．現代性教育健康ジャーナル．2018，87，1－8.
29）門下祐子．知的障害児・者の性教育に関する研究動向.早稲田大学大学院教育学研究科紀要． 2019，別冊 27(1)，13－24.
30）宮城哲．軽度の知的障害のある生徒の自立と社会参加に向けた性教育の工夫 - 実態やニーズに応じた保健体育の授業を通して - ．沖縄県立総合教育センター研究収録集，2015，58，1－11.
31）長浜亜希子．地域で生活する・中・軽度知的障害を持つ女性の性知識．母性衛生，2002，43(2), 292－299.

表1 教諭、養護教諭の性に関する教育の背景や認識 (n=46)

年齢（歳）	M±SD	43.6±9.07
	range	25～59
性別	男性	7(84.8)
	女性	39(15.3)
教諭または養護教諭歴（年）	M±SD	18.8±9.76
	range	3～37
特別支援学校教育歴（年）	M±SD	11.2±10.1
	range	1～34
支援の状況	軽度	11(23.9)
	中度	11(23.9)
	重度	24(52.2)
問題と考えた性に関する児の言動	あり	38(82.6)
	なし	8(17.4)

表2 教諭、養護教諭の性に関する教育の背景や認識 (n=46)

性に関する教育の研修受講	あり	20(43.5)
	なし	26(56.5)
教育研修の受講回数（回）	M±SD	18.6±9.46
	range	1～200
男子への性に関する教育を開始する適切な年齢（歳）	M±SD	13.6±2.94
	range	8～18
女子への性に関する教育を開始する適切な年齢（歳）	M±SD	12.2±2.66
	range	8～18
性に関する教育研修の希望	あり	44(95.7)
	なし	2(4.3)

表3 性に関する教育の実施と問題点 (n=46)

性に関する教育の必要性	あり	46(100)
	なし	0(0)
性に関する教育への困難感	あり	46(100)
	なし	0(0)
性に関する教育実施	あり	46(100)
	なし	0(0)

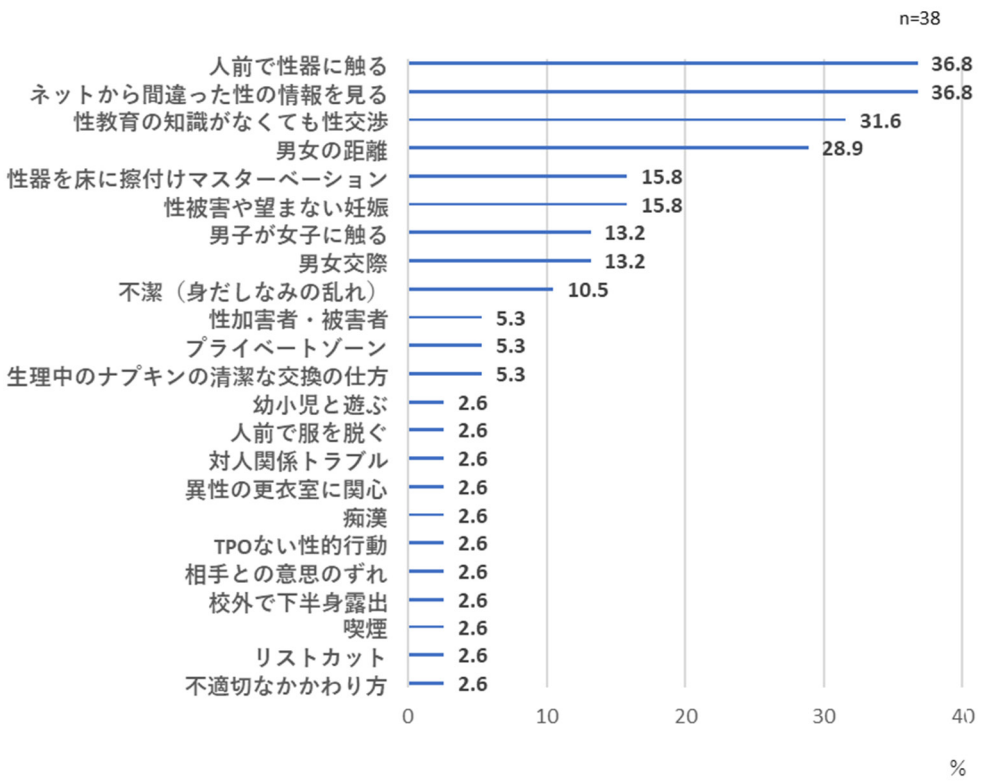

図1 教諭と養護教諭が困惑する知的障がい児の言動

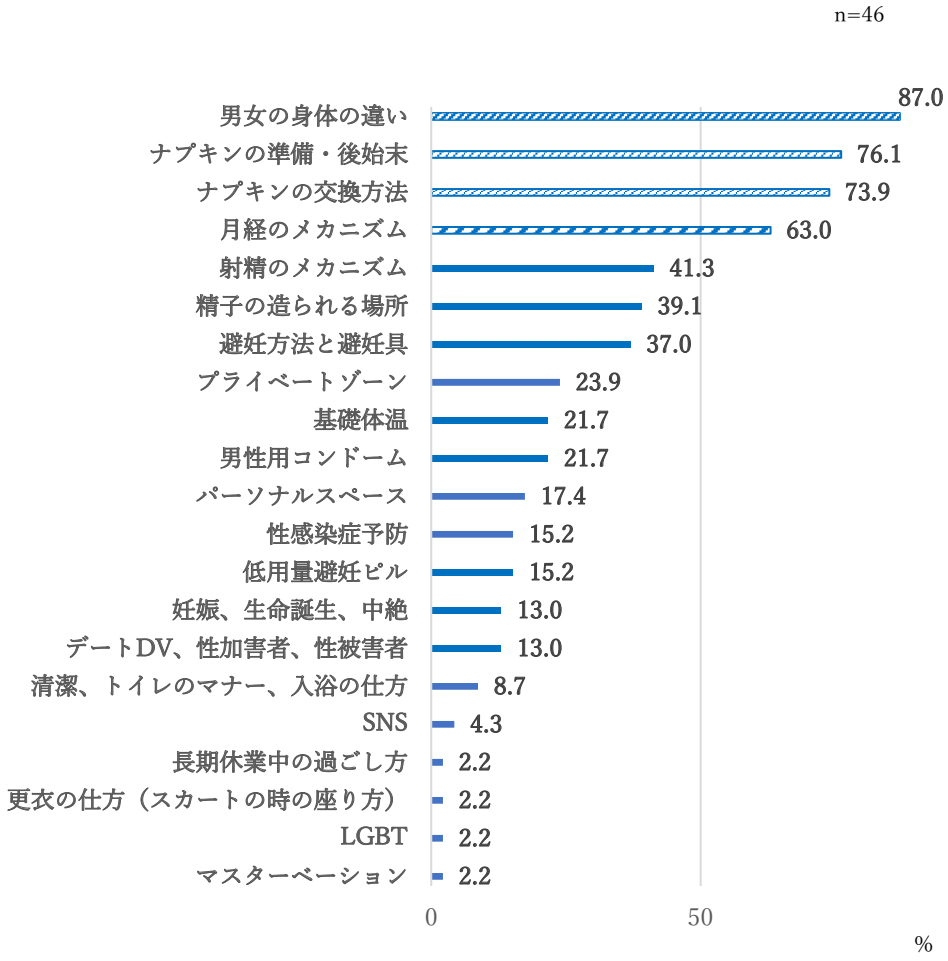

図2　支援学校で実施している性に関する教育内容

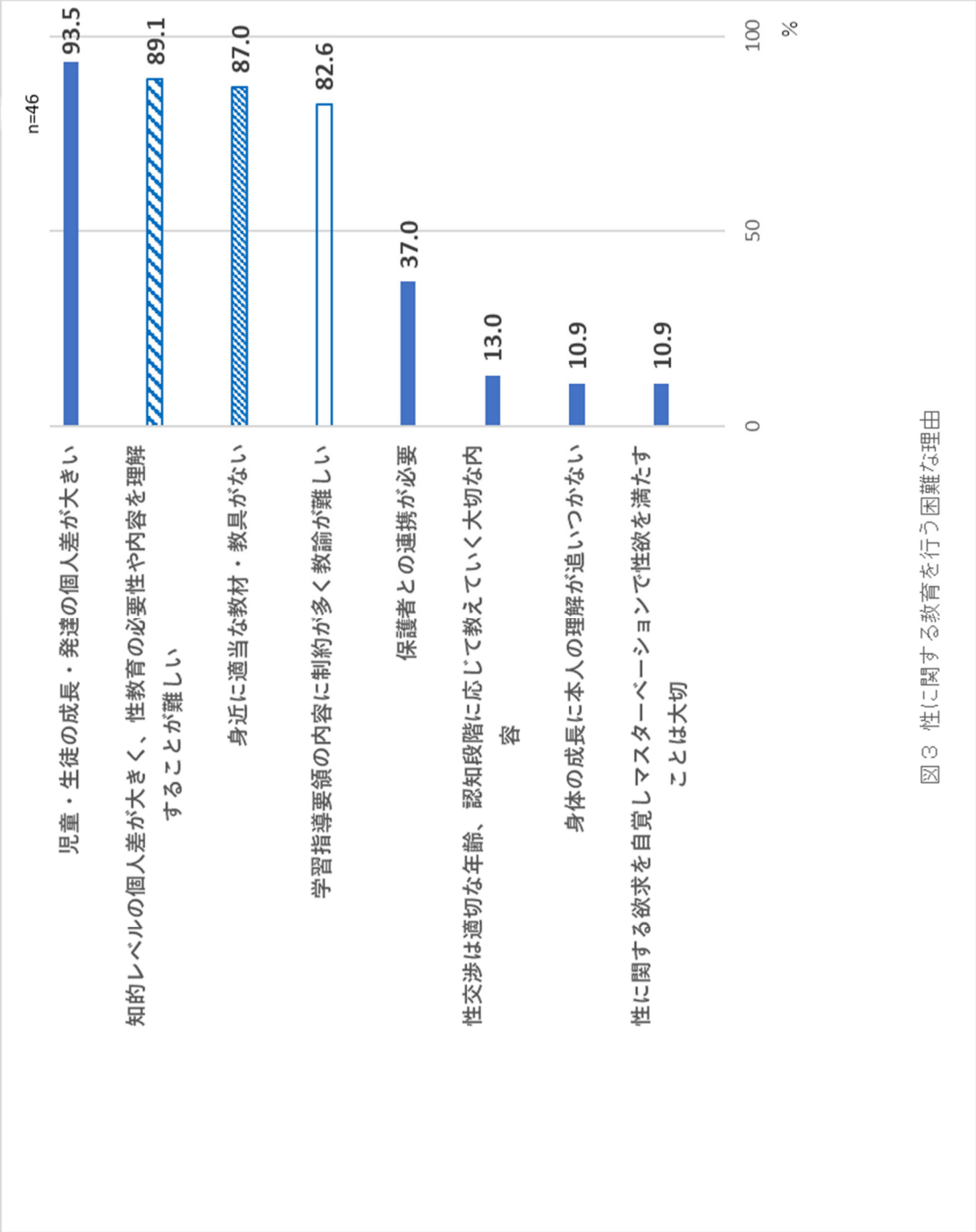

図３　性に関する教育を行う困難な理由